

平成12年4月1日から「介護保険」が、実施されました。ここでは、介護サービスを受けるにはどのような手続きが必要かを中心に見てみたいとおもいます。

審査・判定

基本調査と特記事項、主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分の判定が行われます。

(基本調査)

心身の状況を把握し、介護に要する時間（介護の手間）を計算します。

(特記事項)

調査票には盛り込めない事項などが記入されます。

(主治医意見書)

心身の状況についての意見書。

以上の、3項目により「介護認定審査会」が行われます。

「介護認定審査会」とは

医療、保健、福祉の、学識経験者3～5人程度から構成されていて、介護の必要性や程度について審査を行います。

■要介護状態区分

要介護状態区分	心身の状態（例）	
要支援 1. 2	食事や排泄はほとんど自分でできるが、掃除などの身の回りの世話に介助が必要。など	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">介護サービス・地域密着型介護予防サービスを利用できます。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">在宅サービス・地域密着型サービス及び介護保険施設サービスが利用できます</div>
要介護1	食事や排泄はほとんど自分でできるが、身の回りの一部に介助が必要。立ち上がり等に支えが必要。など	
要介護2	食事や排泄に介助が必要なことがあり、身の回りの世話全般に介助が必要。立ち上がりや歩行に支えが必要。など	
要介護3	排泄や身の回りの世話、立ち上がり等が自分でできない。歩行が自分でできないことがある。など	
要介護4	排泄や身の回りの世話、立ち上がり等がほとんどできない。歩行が自分でできない。問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。など	
要介護5	食事や排泄、身の回りの世話、立ち上がりや歩行等がほとんどできない。問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。など	

非該当
(自立)

介護保険によるサービスは受けられませんが、市区町村が行う保健事業や健康づくり事業等のサービスを利用できます。